

# 令和3年度

## 第2回保健所運営協議会議案

令和3年12月  
旭川市保健所

# 目 次

1	報告事項	
	初期救急医療体制（夜間，休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更について.....	2
	第2次健康日本21旭川計画の期間延長について.....	3
	保健総務課.....	4
	医務薬務課.....	5
	健康推進課.....	7
	保健指導課.....	9
	衛生検査課.....	11
	動物愛護センター.....	14
	食肉衛生検査所.....	15
	新型コロナウイルス感染症対策担当.....	16
2	その他	
	がん検診の受診啓発に係る周知活動の協力依頼について.....	18
	保健所からのお願い（新型コロナ感染対策の徹底）.....	21
	保健所からのお願い（新型コロナワクチン接種について）.....	22

# 1 報告事項

初期救急医療体制（夜間，休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更について（保健総務課）

- ・第1回保健所運営協議会において協議いただきました在宅当番医による，土曜日，休日等における小児科の初期救急診療の診療時間の1時間短縮につきましては，令和3年11月1日から実施しております。
- ・現在のところ市民からの問い合わせはなく，円滑に運用されています。引き続き，市民の健康と生命を守るため旭川市医師会を始めとする関係団体と協議を行い，初期救急医療体制の維持に努めてまいります。

## 第2次健康日本21旭川計画の期間延長について

本市では、平成25年度に第2次計画を策定し、令和4年度までの10年間を計画期間とし、本計画に基づき市民の健康増進の推進に取り組んできました。

この度、国の「健康日本21（第二次）」の計画期間が、医療費適正化計画等の期間と一致させることを目的に1年間延長され、計画の終期が平成34年度から令和5年度に変更されました。

また、道においても国の計画延長を受け、北海道増進計画「すこやか北海道21」（改訂版）の計画期間の1年延長を決定しました。以上のことから、本市においても国及び道の動きと連動し、評価等において整合性を図る必要があることから、計画の終期を1年延長する予定です。

なお、国及び道と同様に、計画延長に伴う現計画の目標年度及び数値目標の再設定は行いません。

（変更前）平成25年度から平成34年度まで

（変更後）平成25年度から令和5年度まで

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
国	健康日本21(第二次)										延長	次期プラン
道	北海道健康増進計画「すこやか北海道21」(改訂版)										延長	次期プラン
市	第2次健康日本21旭川計画										延長	第3次健康 日本21旭 川計画
				アンケート調査	中間評価				準備作業	アンケート調査・総合評価	策定	

<p>令和3年度主要事業報告（中間報告）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日等の急病患者に対応するため、旭川市医師会や旭川薬剤師会など関係機関の協力を得て、当番医療機関を中心とした一次救急診療，市内5基幹医療機関（市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター，旭川医科大学病院）による二次救急診療，旭川市赤十字病院救命救急センターによる三次救急診療の救急医療体制を確保しています。</li> <li>・ 心身障がい者や休日における歯科診療を実施するため，旭川歯科医師会の協力を得て，歯科診療体制を確保しています。</li> </ul>
<p>令和4年度事業方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の安心，安全を確保し，生命と健康を守るため，三師会（旭川市医師会，旭川歯科医師会，旭川薬剤師会）など関係団体の協力を得ながら，救急医療体制を確保してまいります。</li> <li>・ 市内医療従事者の確保のため，旭川市医師会専門学校への補助金交付や学生実習への協力などを行い地域保健関係者の育成，資質の向上に努めます。</li> </ul>
<p>令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）</p>
<p>(1) 急病対策事業（継続事業：110,181千円） 急病患者の診療体制を確保します。</p> <p>(2) 休日等歯科対策費（継続事業：39,875千円） 休日等における救急歯科診療及び心身障がい者に対する歯科診療体制を確保します。</p> <p>(3) 旭川市医師会看護専門学校運営費補助金（継続事業：2,146千円） 看護職を養成する旭川市医師会看護専門学校の運営費の一部を助成します。</p> <p>(4) 歯科医療従事者養成事業費補助金（継続事業：300千円） 摂食嚥下障害及び在宅歯科診療など高度な技術を持つ歯科医療従事者を養成します。</p>

<p>令和3年度主要事業報告（中間報告）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への立入検査は，新型コロナウイルス感染症の市内発生状況等から，前年度と同様に現地への立入は行わず，医療機関に自主点検の実施を依頼し，その結果についての報告を受け，必要に応じた検査及び指導を実施します。</li> <li>・薬局及び医薬品販売業等に係る立入検査は，新型コロナウイルス感染症の市内発生状況を考慮しながら，規模を縮小して実施しております。</li> <li>・介護保険施設・事業所への実地指導は，新型コロナウイルス感染症の市内発生状況を考慮しながら，年度内に実施する予定です。</li> <li>・医療安全支援センターでは，市民等からの医療に関する苦情や相談に対応しており，令和3年10月末現在における相談件数は，154件(相談106件 苦情48件)となっております。</li> <li>・医療提供施設における医療安全の推進と医療従事者の医療安全に対する意識の向上等を目的とした研修会を，調剤薬局に従事する薬剤師を対象に一般社団法人旭川薬剤師会が実施する研修会と併せ，オンラインにより令和3年11月に実施しました。</li> </ul>
<p>令和4年度事業方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法等の関係法令の規定に基づき，医療機関等の管理運営及び構造等に対し指導を行うことにより，市民への適正な医療提供を推進します。</li> <li>・医薬品及び毒物劇物等の取扱いに関する正しい知識の普及を行うことにより，これに起因する健康被害や事故を防止し，医薬品等の安全対策を推進します。</li> <li>・介護保険法等関係法令に基づき，介護保険施設等（医療系サービス）の適切な運営等について指導等を行います。</li> </ul>
<p>令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）</p>
<p>医療薬事監視事業費（継続事業：2,608千円）</p> <p>（1）医務関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医療法に基づく医療機関への計画的な立入検査の実施</li> <li>イ 医療機関新規開設の許可申請等の処理</li> <li>ウ 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施</li> </ul> <p>（2）薬務関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医薬品等の適正な管理，販売及び品質保持を図るため，薬局開設者及び医薬品販売業者等への計画的な立入検査の実施</li> <li>イ 薬局新規開設の許可申請等の処理</li> <li>ウ 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施</li> </ul> <p>（3）介護保険施設・事業所（医療系サービス）関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護保険施設・事業所への計画的な実地指導の実施</li> <li>イ 介護保険施設・事業所新規開設等の許可申請等の処理</li> <li>ウ 介護保険施設・事業所に係る市民からの苦情や相談への対応</li> </ul>

\*施設：介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設

\*事業所：訪問看護，訪問リハ，通所リハ，居宅療養管理指導実施医療機関

(4) 医務薬務関係に係るその他の業務

ア 医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識の普及啓発（「薬と健康の週間」等）

イ 薬物乱用防止に関する普及啓発の実施

ウ 野生大麻・不正けし撲滅運動の実施（普及啓発事業の実施及び野生大麻等の除去）

エ 献血の推進（「愛の献血助け合い運動」等の普及啓発事業の実施）

オ 旭川市献血推進協議会に対する支援及び事務局業務

(5) 医療安全支援センターの運営

市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに，医療安全推進検討会及び研修会を通じ，医療機関に対する医療安全情報の提供等により，医療機関における医療安全の確保に係る取組を支援します。



令和3年度主要事業報告（中間報告）

【健康推進係】

(1) がん対策事業

新型コロナウイルス感染症拡大により、5月18日～6月20日及び8月27日～9月30日に緊急事態宣言、8月20日～26日にまん延防止重点措置が適用されたことに伴い、この期間の巡回がん検診が中止となりましたが、市民の受診機会を確保するため、今年度後半は中止となった会場を中心に追加で巡回がん検診を実施しています。

【保健予防係】

(1) 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く。）

東京オリンピック・パラリンピック開催による輸入感染症等の流行が懸念されておりましたが、当該大会による輸入感染症等の発生は、確認されませんでした。

また、感染症発生対応を中心に取り組んでおりますが、令和3年7月以降は、事業規模を縮小し、HIV検査、梅毒検査を再開しております。

(2) 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く。）

新型コロナウイルス感染症流行前と同様に、定期接種実施医療機関の協力のもと、予防接種事業を継続しております。

【こころの健康係】

(1) 地域精神保健活動費

自殺防止対策では、ゲートキーパー養成研修を進めており、今年度は5回開催（1回開催済、4回は今後開催予定）し、100名の養成を見込んでいるほか、専門学校や大学の学生を対象とした若年層向けの自殺防止研修会、自死遺族わかちあいの会を開催しています。

## 令和4年度事業方針

### 【健康推進係】

- ・健康に係る市民アンケート等各種調査を実施し、第2次健康日本21旭川計画の総合評価を行う予定です。これらの結果を多角的視点で分析し、次期計画を効果的なものとするよう、作業を進めてまいります。
- ・市民の健康づくりの後押しを目的とする「健康マイレージ事業」は、働き世代の参加を促進するため、企業や関係団体の協力を得ながら、周知活動を展開してまいります。

### 【保健予防係】

- ・感染症予防対策事業では、新型コロナウイルス感染症後を見据え、感染症法に基づく発生対応や感染症に係る知識の普及、感染症の危機管理体制の整備等に取り組みます。
- ・予防接種事業では、新たな予防接種の定期接種化はありませんが、令和4年4月以降、HPVワクチンの積極的勧奨が再開されるため、副反応に係る情報提供等に努め、円滑な接種勧奨再開に努めます。

### 【こころの健康係】

- ・引き続き若年層を対象とした施策など旭川市自殺対策推進計画に掲げる課題や地域の自殺の特性に対して、関係機関と連携を図りながら効果的な取組を進めます。

## 令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）

### (1) がん対策事業（継続事業：219,235千円）

旭川市医師会やがん検診センター、旭川医大にがん検診等を委託し、受診体制を整えるとともに、市民へ受診を促す周知を行う。

### (2) 第2次健康日本21旭川計画総合評価調査費（継続事業：414千円 延期により令和3年度不執行。令和4年度実施予定。）

市民の健康、生活習慣の実態や意識を把握し、第2次健康日本21旭川計画の評価を行う。

### (3) 感染症予防対策事業（継続事業：18,453千円）

感染症法に基づく発生対応、まん延防止、感染予防に向けた適切な情報提供等を実施する。

### (4) 予防接種事業（継続事業：781,140千円）

予防接種法に基づく定期の予防接種を実施するほか、妊娠を希望する女性等へ風しんや特別な理由による任意の予防接種について助成を行う。

### (5) 地域精神保健活動費（継続事業：3,360千円）

精神科医や保健師による相談・訪問指導を行うほか、精神保健に係る普及啓発活動、自殺防止対策を推進する。

令和3年度主要事業報告（中間報告）

- ・第3次旭川市食育推進計画の評価及び次期計画の策定のため、市民3,200名を対象に、11月に食育アンケート調査及び栄養調査を実施しました。回答率33%、回答者数は約1,050人で、今年度末までに報告書としてまとめる予定です。
- ・市民の食を支援する離乳食教室等は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、動画配信や時期変更などにより実施しました。また、一部教室は人数制限などにより、申込数が定員を上回っていますが、今後も改善点を検討しながら食育の推進に努めていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症により、各種保健事業の縮小、中断もありましたが、感染状況等を注視しながら、健康講座、西神楽まちなか保健室の開催や、国保特定健診受診者等への保健指導を行っています。

令和4年度事業方針

- ・市民が健全な食生活を実践し健康な心身と豊かな人間性を育むことを目指し、本市における食育の施策を総合的かつ計画的に推進するため、旭川市食育推進会議において、現計画の評価及び第4次旭川市食育推進計画を検討し、策定します。
- ・離乳食及び食育の普及・啓発に係る各種事業を実施します。
- ・各地域での食生活改善に取り組む「食生活改善推進員」を養成し、その活動を支援することにより、市民の主体的な健康づくりを推進します。
- ・食品や外食時の適切な選択を支援など、市民の健康づくりのため食環境整備に努めます。
- ・生活習慣病の発症及び重症化予防に向けて主体的に健康づくりに取り組む市民が増えるように、健康教育、健康相談等の保健事業を実施します。
- ・旭川市国民健康保険課が実施する特定健診の受診者を対象に特定保健指導等を実施します。

令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）

- (1) 食育推進会議の開催及び食育推進計画の策定等（継続事業：281千円）  
第3次食育推進計画の評価を行うとともに第4次計画の検討・策定を行う。
- (2) 食育の普及・啓発（継続事業：207千円）  
離乳食教室等の実施及び食育普及パンフレットの作成及び配布を行う。
- (3) 食生活改善推進員の養成・再教育及び協議会活動の支援等（160千円，継続事業）  
各地域での食生活改善に取り組む「食生活改善推進員」の養成・再教育を行うとともに、食生活改善協議会の活動を支援する。
- (4) 食環境整備事業（継続事業：44千円）  
「あさひかわ食の健康づくり応援の店」の登録推進及び登録店で健康情報等を発信する。
- (5) 保健事業（継続事業：4,697千円）  
健康教育，健康相談，訪問指導，健康診査等の健康づくり事業を実施する。
- (6) 特定保健指導事業（継続事業：9,692千円）  
国保被保険者の健康増進のため健診受診者へ保健指導を実施する。

令和3年度主要事業報告（中間報告）									
<p>(1) 各施設監視状況【令和3年11月末現在】</p> <p>①生活衛生関係営業施設（公衆浴場，旅館業，興行場，理容所・美容所 クリーニング所（工場））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業許可（登録）施設数</th> <th>監視件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,518</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <p>②生活衛生関係営業以外の施設（特定建築物，建築物登録業，火葬場， 化製場等，専用水道，遊泳用プール，温泉利用施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業許可（登録・届出）施設数</th> <th>監視件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>312</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 検査実施施設数 浴槽水質検査 34 施設</p>		営業許可（登録）施設数	監視件数	1,518	92	営業許可（登録・届出）施設数	監視件数	312	36
営業許可（登録）施設数	監視件数								
1,518	92								
営業許可（登録・届出）施設数	監視件数								
312	36								
令和4年度事業方針									
<p>生活衛生水準の向上を図るため，監視指導計画に基づき各施設に対する監視指導を行うほか，衛生団体の基盤強化及び自主管理体制の確立に向けた助言・支援等を行います。</p>									
令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）									
<p>生活衛生指導費（継続事業：6,590千円）</p> <p>(1) 関係法令に基づく営業許可・開設に伴う確認，各種届出受理，調査等</p> <p>(2) 関係法令等に基づく各施設の計画的な監視指導</p> <p>(3) 公衆浴場の浴槽水検査，遊泳用プールの水質検査</p> <p>(4) 関係生活衛生団体の育成</p> <p>(5) 建築物衛生，衛生害虫等の相談</p>									

令和3年度主要事業報告（中間報告）

(1) 主要事業

① 施設監視指導（立入件数）

営業許可施設※	営業の届出施設
1188	131

※北海道条例（R3.6.1 条例廃止）に基づく許可・登録施設を含む。

② 収去検査（件数）

収去検体数	違反件数※
48	0

※行政処分又は文書指導を行ったもの。

③ 食中毒警報発令 21回（計58日間）

④ 衛生講習会の実施 7回（計364人参加）

(2) 食品衛生法改正に伴う対応

- ・営業の届出制度に係る周知用リーフレットの送付（318施設）
- ・HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、施設の監視指導に併せて導入状況を確認し、不備を認めた場合は、助言指導を行っています。

令和4年度事業方針

食中毒の未然防止，被害拡大及び再発防止のため，営業施設，集団給食施設等の監視指導を行うとともに，各種の講習会等を通して，食品衛生に係る知識の向上を図ります。

令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）

食品衛生指導費（継続事業：6,078千円）

- (1) 食品の製造，販売，調理等を行う施設に対する監視指導の実施
- (2) 集団給食施設に対する監視指導の実施
- (3) 食品等の収去検査の実施
- (4) 食品衛生の普及啓発（食中毒警報発令，広報誌等による啓発，食品衛生講習会等の実施）
- (5) 苦情処理の迅速かつ的確な対応
- (6) 食品関係業界の育成強化
- (7) HACCPに沿った衛生管理手法の導入状況に係る監視指導・導入支援
- (8) 営業の届出制度による食品関係施設の把握

令和3年度主要事業報告（中間報告）

1 生物検査

（単位：件）

	腸内細菌検査	水質等細菌検査	食品等細菌検査	ウイルス検査	新型コロナ検査
依頼検査	452	204	5		
行政検査	20	79	20	72	14,612

2 理化学検査

（単位：件）

	水質理化学試験	食品理化学試験	室内空气中化学物質検査
依頼検査	191	22	58
行政検査	66	48	

令和4年度事業方針

感染症や食中毒の微生物検査及び食品添加物，農薬，環境等の理化学検査を実施し，安全な環境衛生の確保と公衆衛生の向上及び推進を図ります。

令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）

試験検査費（継続事業：25,504千円）

感染症，食中毒等の各種生物検査並びに食品，水質，空気質等の各種理化学検査を実施する。

令和3年度主要事業報告（中間報告）

- 動物愛護センターに収容する動物の適正な飼養管理を行い、収容動物の返還・譲渡を推進していくことで犬猫の殺処分数の減少を図っており、今年度も11月末現在、犬猫の殺処分数ゼロを継続しています。 ※（ ）は、飼い主からの引取り数（内数）

	前年度継続	収容数※	譲渡数	返還数	殺処分数	その他
犬	1	53 (34)	35	17	0	2
猫	11	211 (97)	189	6	0	27

- 今年4月に施行した「旭川市動物の愛護及び管理に関する条例」については、ホームページ掲載、リーフレット配布等により周知していくほか、多頭飼養（犬猫合計10頭以上）の届出に対しての指導助言等により、多頭飼育崩壊の未然防止に努めています。
- 今年2月に設置した動物愛護基金に積み立てた寄附金を活用し、収容動物の診療に用いるデジタルX線画像診断機器を更新したほか、医薬品、ワクチン、ペットフード等を購入しています。なお、今年度は、10月末現在で22,914,500円（1,742件）の寄附を受けています。

令和4年度事業方針

- 収容動物の適正な飼養管理を行い、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を推進していくほか、関係機関や団体等と連携しながら、動物愛護や適正飼養の普及啓発等を推進し、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に向けた取組を継続していきます。
- 動物愛護センターの拠点機能強化や動物愛護憲章の制定に向け、関係機関や団体等からの情報収集や意見聴取を行うなど、具体的な作業を進めていきます。
- また、令和4年9月に動物愛護センターが開設10周年を迎えることから、記念事業等を通じ、より一層動物愛護の普及啓発に取り組んでいきます。

令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）

- 動物愛護管理事業（継続事業：23,167千円）  
収容動物の適正な飼養管理、動物愛護・適正飼養の普及啓発等を実施する。
- 狂犬病予防対策事業（継続事業：9,465千円）  
関係機関・団体等との連携・協力のもと、犬の登録・狂犬病予防注射を実施する。
- 防疫対策事業（継続事業：839千円）  
ねずみ・危険害虫等の発生防止等に関する業務や水害時の消毒業務を実施する。
- 動物愛護基金積立金事業（継続事業：23,320千円）  
寄附金を積み立て、動物の愛護及び管理に関する事業の財源に充てる。
- 動物愛護センター開設10周年記念事業（新規事業）  
記念事業の実施により、これまで支援・応援していただいた方々への感謝を伝えるとともに、動物愛護の普及啓発の機会にする。



食肉検査事業について		
安全で衛生的な食肉の生産・流通のため第1回保健所運営協議会において報告させていただいた食肉検査事業を実施しています。		
令和3年度主要事業報告（中間報告）		
R3. 4. 1～11. 30		
と畜検査頭数	牛（1年以上）	13,796
	牛（1年未満）	51
	馬	3
	豚	46,860
	めん山羊	787
	計	61,497
精密検査検体数		707
監視指導件数 （食肉処理場等附帯施設，特定部位の除去等）		178
外部検証	現場検査件数	125
	記録検査件数	8
	微生物試験検体数	60
収去検査（残留動物用医薬品）検体数		84
疾病発生状況データ還元数		137
輸出証明書発行件数		1
令和4年度事業方針		
<p>次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場に搬入された獣畜のと畜検査</li> <li>・と畜場のHACCPに沿った衛生管理についての外部検証</li> <li>・と畜場併設食肉処理場等，附帯施設の監視・指導</li> <li>・TSE（伝達性海綿状脳症）対策として特定部位の除去等の確認</li> <li>・残留動物用医薬品検査</li> <li>・生産者へ検査データの還元</li> <li>・食肉の輸出に係る衛生証明書の発行</li> </ul>		
令和4年度主要事業（括弧内は令和3年度予算額）		
<p>食肉検査事業（継続事業：35,660千円）</p> <p>安全で衛生的な食肉の生産・流通を確保する。</p>		

令和3年度主要事業報告（中間報告）

今夏第5波の感染拡大時、これまで整備した保健所体制や全庁応援体制のもと発生対応にあたり、感染拡大防止のための適切な疫学調査や円滑な入院調整、宿泊療養施設への入所調整を行いました。

10月以降、飲食店を中心に陽性者が多数確認されたことから、さんろく街各店舗への啓発事業、臨時の検体採取所設置による無料のPCR検査の実施及び陽性者探知、ワクチン接種への誘導の三つを柱とする「さんろく街・新型コロナまん延対策プロジェクト」を本市独自に実施し、感染拡大防止に取り組んでいます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、令和3年7月に国からのワクチン供給量が大幅に減少したため接種券の発送や予約受付を見直すこととなりましたが、8月にワクチン供給の目処が立ったことから、65歳未満の方へ順次接種を行い、現在は12歳以上の市民のうち8割以上の方が2回目の接種を終了しています。

9月に国から追加接種（3回目接種）についての方針が示され、本市では12月1日から主に医療従事者への追加接種を実施しています。また、令和4年2月頃から小児（5歳から11歳まで）へのワクチン接種が開始される可能性も国から示されており、今後も希望される方が円滑に接種できるよう、準備を進めてまいります。

現在の状況（令和3年12月1日現在）

【市内医療機関における専用病床数】

119 床（市立旭川病院，旭川医科大学病院，旭川厚生病院，旭川医療センター，旭川赤十字病院）

【宿泊療養施設】

200 室

令和2年11月25日～ コートホテル 90 室

令和3年 6月 3日～ 東横イン旭川駅前 110 室

【PCR 検査数/行政検査数】 延べ 124,806 人

【感染者数/死亡者数】 感染者数 3,744 人 死亡者数 120 人

【変異株発生者数】

アルファ株 疑い 169 人 確定 16 人

デルタ株 疑い 128 人 確定 24 人

【クラスター発生件数】

69 件（令和2年度 13 件・令和3年度 56 件，うち終息 65 件）

## 2 その他

令和3年12月 日

旭川市保健所運営協議会委員 各位

旭川市保健所長 鈴木 直 己

がん検診の受診啓発に係る周知活動への協力依頼について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の保健衛生事業に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市ではがんの早期発見・早期治療を促進し、がんによる死亡者数の減少を図るため、各種がん検診事業を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診率が低迷している現状にあります。

つきましては市民への周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

<参考資料>

受診啓発チラシ「がん検診のお知らせ」

(がん検診に関する問い合わせ先)

旭川市7条通10丁目

第2庁舎3階

健康推進課 健康推進係

電話 25-6315

# 令和3年度旭川市がん検診のお知らせ

本来数千円かかるがん検診をお得に受診できる御案内です。皆さまの健康維持のためにぜひ受診しましょう。

**検診一覧** 各がん検診の実施場所は中面を御覧ください。(検診によって実施場所が異なります)

**胃がん**  
約 4,500 円相当の検査  
40 歳以上  
年に 1 回

検査内容  
胃部 X 線検査(バリウム)  
自己負担金  
500円(旭川市国保300円)

**肺がん**  
約 1,500 円相当の検査  
40 歳以上  
年に 1 回

検査内容 ①胸部 X 線検査  
②①と(必要に応じて)痰の検査  
自己負担金  
①200円  
②500円(旭川市国保400円)

**大腸がん**  
約 4,500 円相当の検査  
40 歳以上  
年に 1 回

検査内容 便潜血検査  
自己負担金  
600円(旭川市国保300円)

**持ち物**  
持ち物は、保険証と自己負担金額です。  
※70 歳以上の方または一定の条件を満たし  
「自己負担免除券」を発行されている方は「無  
料」で受診できます。詳細は健康推進課まで。

**子宮がん**  
約 6,000 円相当(頸部細胞診の場合)の検査  
20 歳以上  
2 年に 1 回

対象 令和3年4月1日現在, 20 歳以上の偶数年齢の方  
検査内容 ①頸部細胞診  
②①と, 問診結果に応じて本人同意の場合に体部細胞診  
③20~40 歳代の希望者に H P V 検査  
自己負担金  
①700円(旭川市国保300円)  
②1,200円(旭川市国保300円)  
③①または②に+500円(旭川市国保+300円)

**乳がん**  
約 7,000 円相当(40 歳代の場合)の検査  
40 歳以上  
2 年に 1 回

対象 令和3年4月1日現在, 40 歳以上の偶数年齢の方  
検査内容 マンモグラフィ  
自己負担金  
●40 歳代=900円(旭川市国保300円)  
●50 歳以上=700円(旭川市国保300円)

**ピロリ菌検査**  
約 2,500 円相当の検査

対象 ●令和3年4月1日現在, 20 歳の方  
●旭川市国保加入者のうち, 35・40・45・50・55・60・65・70 歳の方  
(令和3年中に各年齢になる方)※特定健診と同時受診が条件  
検査内容 血液検査  
自己負担金 500円

あさひかわ健康マイレージ

がん検診 を受けると

お米

各 2 ポイント

6ポイント貯めて賞品をGET!!



旭川市 HP につなげます

# がんは 予防 できますか？

**禁煙・感染症対策・生活習慣の改善で  
確実にリスクを減らすことができます。**

1

**禁煙  
たばこの  
煙を避ける**



2 **感染症  
対策**

**ピロリ菌  
B 型・C 型  
肝炎ウイルス  
HPV (子宮頸がん)**

3 **食生活**

減塩  
野菜と果物を摂る  
熱いものは冷ます

4 **運動**

歩行等1日 60 分  
週 1 回 60 分  
の運動

5 **お酒**

日本酒 1 合  
ビール大瓶 1 本  
焼酎 2/3 合

6 **体重**

BMI  
男性 21~27  
女性 21~25

リスクは減っても完全になくすることはできません。

そこで**定期的ながん検診**が大切です。

ですが

旭川市ではがん検診の費用助成を行っています。  
費用は旭川市が8割以上を負担, おトクにがん検診を受診出来ます。

【お問い合わせ先】 旭川市保健所 健康推進課 健康推進係 (電話 25-6315)

# 令和3年度 旭川市がん検診実施医療機関一覧



健診、検診の種類	記号
胃がん検診	胃
肺がん検診	肺
大腸がん検診	大
◎・・・次検診と精密検査実施医療機関	
○・・・次検診のみ実施	

健診、検診の種類	記号
乳がん検診	乳
子宮がん検診	子
ピロリ菌検査	ピ

医療機関名	住所	電話	胃	肺	大乳子	ピ
<b>西部地区</b>						
旭川レディースクリニック	3条通2丁目	25-3110				○
坪倉循環器科内科クリニック	3条通3丁目	22-6515				○
くにもと病院	4条通5丁目	25-2241	◎			○
吉田病院	4条西4丁目	25-1115	◎			○
おおしま内科	4条西7丁目	24-3888				○
旭川赤十字病院	曙1条1丁目	22-8111	◎			○
あけびの循環器科内科クリニック	曙1条5丁目	25-2102				○
<b>中央地区</b>						
むとう内科医院	宮下通7丁目	25-3355				○
北彩都病院	宮下通9丁目	26-6411				○
クリスタル構内内科クリニック	1条通6丁目	22-9600				○
産婦人科・内科あべクリニック	1条通8丁目	25-3900				○
整形外科内科吉田医院	3条通9丁目	29-1021				○
唐沢病院	4条通9丁目	23-3165	◎			○
佐久間病院	5条通7丁目	22-1111				○
森産科婦人科病院	7条通7丁目	22-6125				○
沼崎病院	8条通8丁目	23-2090	◎			○
<b>大成地区</b>						
はらだ病院	1条通16丁目	23-2780	◎			○
小倉内科医院	3条通13丁目	23-4697				○
銀座通内科クリニック	3条通15丁目	24-2233				○
大西病院	4条通11丁目	26-2171	◎			○
菊池外科医院	4条通12丁目	23-4213				○
岩田医院	4条通13丁目	23-2201				○
和田産婦人科医院	4条通15丁目	23-3521				○
中島病院	4条通16丁目	24-1211	◎			○
森本内科医院	4条通16丁目	23-5732				○
旭川キューメックス	6条通15丁目	23-3127	◎			○
<b>各条17～26丁目、宮前、南</b>						
なかの呼吸器科内科クリニック	1条通18丁目	34-1159				○
平澤循環器・内科クリニック	1条通23丁目	33-2700				○
旭川厚生病院	1条通24丁目	33-7171	◎			○
清水内科医院	1条通25丁目	34-2617	◎			○
四条はらだ医院	4条通18丁目	32-1810				○
木原循環器科内科医院	4条通22丁目	35-5555				○
旭川脳神経外科循環器内科病院	10条通21丁目	33-2311				○
サクラ咲くクリニック	宮前1条4丁目	39-3488				○
森山病院	宮前2条1丁目	45-2020	◎			○

医療機関名	住所	電話	胃	肺	大乳子	ピ
<b>豊岡</b>						
呼吸器内科・内科とおるクリニック	豊岡2条7丁目	38-8088				○
豊岡内科整形外科クリニック	豊岡3条6丁目	35-0561				○
豊岡産科婦人科医院	豊岡4条1丁目	31-6801				○
佐藤内科医院	豊岡4条3丁目	32-3366				○
みずうち産科婦人科	豊岡4条3丁目	31-6713				○
やまがた内科クリニック	豊岡4条6丁目	32-3461				○
及川医院	豊岡4条8丁目	35-2661				○
豊岡小児クリニック	豊岡8条4丁目	35-3303				○
はしづめクリニック	豊岡9条7丁目	38-3210				○
ただた産婦人科クリニック	豊岡11条5丁目	34-1188				○
はやし内科胃腸科小児科医院	豊岡13条5丁目	33-2277				○
<b>東、新富、金星町</b>						
長南クリニック	東5条6丁目	24-4494				○
しんとみ内科クリニック	新富2条1丁目	21-3600	◎			○
市立旭川病院	金星町1丁目	24-3181	◎			○
旭川市医師会健康管理診療所	金星町1丁目	24-1360				○
<b>東旭川</b>						
東旭川病院	東旭川町下兵庫254	36-2240	◎			○
大田内科消化器科クリニック	東旭川南1条1丁目	36-8338				○
林医院	東旭川南1条5丁目	36-1021	◎			○
旭川圭泉会病院	東旭川町下兵庫252	36-1559	◎			○
<b>東光、旭神</b>						
道北勤医協一条通病院	東光1条1丁目	34-2111	◎			○
道北勤医協一条クリニック	東光1条1丁目	33-3306	◎			○
千代田クリニック	東光1条6丁目	31-7821				○
さとう整形外科胃腸科医院	東光3条3丁目	32-6322	◎			○
東光やわらぎ泌尿器科	東光3条6丁目	37-0300				○
ふくい内科小児科医院	東光4条6丁目	32-8200				○
脇坂内科医院	東光6条2丁目	39-3900				○
石川内科	東光6条3丁目	35-8811				○
大山内科医院	東光7条6丁目	33-7676	◎			○
ひしやま外科皮膚科クリニック	東光8条10丁目	35-8888				○
東光クリニック	東光9条3丁目	37-4800				○
東光中央医院	東光10条2丁目	33-6161				○
東光マタニティクリニック	東光10条6丁目	34-8803				○
おうみや内科クリニック	東光14条5丁目	39-3636				○
リバータウンクリニック	旭神2条3丁目	66-0766				○
みどり野クリニック	旭神2条5丁目	68-2525				○

医療機関名	住所	電話	胃	肺	大乳子	ピ
<b>住吉、春光、春光台</b>						
佐藤内科小児科医院	住吉4条2丁目	51-0962				○
並木通りクリニック*	春光3条7丁目	59-7390				○
柴田医院	春光3条8丁目	51-3067				○
おおき内科クリニック	春光5条5丁目	51-5445				○
春光台クリニック	春光台4条3丁目	59-2828				○
<b>花咲、末広、末広東、東鷹栖</b>						
旭川医療センター	花咲町7丁目	51-3161	◎			○
旭川泌尿器科クリニック	末広1条4丁目	53-7007				○
池田内科医院	末広1条5丁目	52-1241				○
とびせ小児科内科医院	末広2条1丁目	52-0111				○
松本呼吸器・内科クリニック	末広1条10丁目	76-6167				○
佐野病院	末広3条3丁目	52-1177	◎			○
フクダクリニック	末広5条7丁目	57-8810				○
みやさき内科小児科クリニック	末広東1条1丁目	54-7171				○
旭川消化器科クリニック	末広東1条3丁目	54-1788				○
上村産科婦人科医院	末広東1条3丁目	53-1551				○
旭川がん検診センター	末広東2条6丁目	53-7111	○	◎	○	○
五十嵐クリニック	東鷹栖1条1丁目	57-2120				○
<b>大町、旭町、川端町、錦町</b>						
道北勤医協旭川北医院	大町2条14丁目	53-2111	◎			○
藤井病院	旭町1条3丁目	51-1411				○
しだ内科医院	旭町1条15丁目	51-1717				○
森山モリアル病院	旭町2条1丁目	55-2000				○
あさひまちクリニック	旭町2条4丁目	51-3330	◎			○
若山クリニック	旭町2条13丁目	51-3686				○
真口内科小児科医院	緑町17丁目	54-1221				○
たちばなクリニック	錦町15丁目	55-2240				○
にしきまち通りクリニック	錦町16丁目	46-8100	◎			○
北星ファミリークリニック	錦町19丁目	53-0011				○

\* 並木通りクリニックは、子宮がん検診のHPV検査は実施していません。

医療機関名	住所	電話	胃	肺	大乳子	ピ
<b>永山</b>						
博愛内科クリニック	永山2条16丁目	48-5111				◎
今本内科医院	永山2条20丁目	48-2562				○
永山消化器・内視鏡内科	永山3条4丁目	47-7140	◎			○
大雲病院	永山3条7丁目	48-6661	◎			○
高畑整形外科医院	永山3条22丁目	47-3311				○
永山池田クリニック	永山3条22丁目	40-1230				○
旭川三愛病院	永山4条6丁目	47-6666	◎			○
永山内科・呼吸器内科クリニック	永山4条10丁目	46-5511				○
道北勤医協ながやま医院	永山5条11丁目	46-2211				○
グレート山崎循環・むくみクリニック	永山7条4丁目	47-3838				○
杉本こども・内科クリニック	永山7条5丁目	46-0003				○
都丸内科クリニック	永山7条10丁目	46-0038				○
パワース内科胃腸科クリニック	永山11条4丁目	46-1919				◎
<b>神楽、神楽岡、緑が丘、緑が丘東</b>						
道北勤医協旭川医院	神楽3条4丁目	61-1117	◎			○
山下内科・循環器科クリニック	神楽岡6条5丁目	66-1800				○
神楽岡医院	神楽岡5条6丁目	66-3003				○
村上内科小児科医院	神楽岡14条3丁目	65-2235				○
旭川南病院	神楽岡14条7丁目	65-2220				○
まつい内科クリニック	緑が丘3条3丁目	65-1629				○
旭川リハビリテーション病院	緑が丘東1丁目	65-0101				○
旭川医科大学病院	緑が丘東2条1丁目	65-2111				○
緑が丘クリニック	緑が丘東4条1丁目	66-2002				○
<b>神居、忠和、高砂台</b>						
うすぎ医院	神居2条1丁目	63-1025				○
滝山内科医院	神居2条12丁目	61-0988				○
サンビレッジクリニック	神居2条18丁目	61-5500	◎			○
内科循環器科はやしクリニック	神居3条5丁目	61-3414				○
神居やわらぎ泌尿器科	神居3条9丁目	63-2225				○
鈴木内科クリニック	神居7条12丁目	61-6663				○
寺澤内科・胃腸科クリニック	忠和4条6丁目	60-3855	◎			○
尾崎内科小児科医院	忠和5条5丁目	61-1965				○
忠和クリニック	忠和5条7丁目	69-2500				○
旭川高砂台病院	高砂台1丁目	61-5700	◎			○

## 注意事項

- ・検診では、がんではないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのを見つけない場合もあります。
- ・年度途中であっても制度が変更になる場合があります。広報誌「あさひびし」4月号、旭川市ホームページを御確認ください。

★検診で「要精密検査」となった場合は、その後すぐに精密検査を受けましょう★

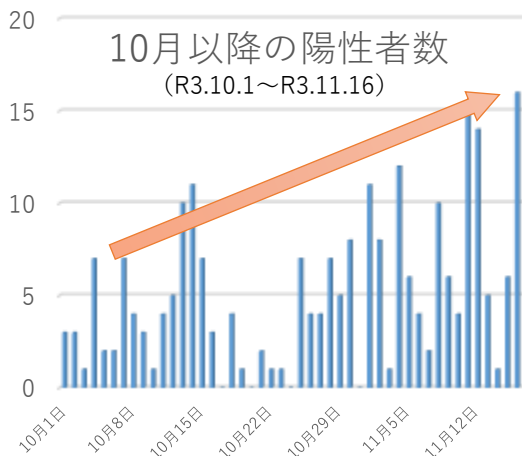
# 保健所からのお願い!!

～新型コロナウイルス感染対策の徹底～

✓ 10月以降、市内の陽性者数が**増加傾向**にあります。

✓ 陽性者のうち、**約80%**がワクチン未接種でした。

※ 2回のワクチン接種が終了していない人。接種対象外（12歳未満）を含む。



～保健所の調査では、こんな声が聞こえてきます～

- 「まさか私が感染するなんて…」
- 「すぐに治ったから、ただの風邪だと思った…」
- 「体調が悪かったけど、仕事に行ってしまった…」
- 「ワクチン接種したから大丈夫だと思った…」
- 「ついマスクをはずして、話をしていた…」

## 小まめな手指消毒

— 目・鼻・口から感染します。

ウイルスがついた手で顔を触ることで感染してしまいます。

手洗いができないときはアルコール消毒を!

## きちんとマスク

— お互いを守りましょう。

最も効果の高い**不織布マスク**がオススメです。  
(ウレタン製、布製より効果が高いとされています)

飲食時以外は必ずマスクの着用を!

## 寒くても換気

— ウイルスを追い出しましょう。

換気の悪い場所では、ウイルスが逃げず、いつまでもそこにいます。

**30分に1回、5分程度の換気**を!

## 迷わず休む

— 無理をすると**感染を広めてしまいます**。

体調に違和感を感じたら休みましょう。  
すぐに治ってもウイルスは体の中にいて、まわりの方へうつす力を持っています。

※「入口と窓」など2か所以上開けてください。

※構造上難しい場合は、扇風機を入口に向かって回してください。

※発症2日前から発症後10日程度は人に感染させる可能性があります。

## 冬場に向けて、感染対策の徹底をお願いします。

「体調がすぐれない」「病院に行こうか迷っている」  
そんなときは、下記窓口までご連絡ください。

お問合せ

旭川市新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（コールセンター）

☎ 0166-25-1201（24時間対応（土、日、祝日も含む））

# 新型コロナワクチン

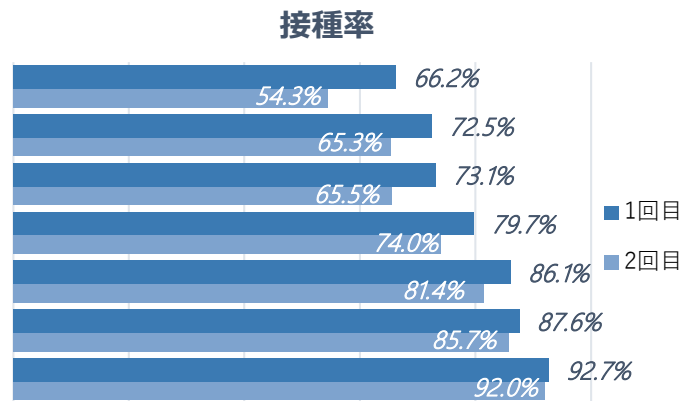
## の接種をおすすめします

- ✓ 本市では12歳以上の市民の約80%が2回目の接種を完了しています。
- ✓ しかし、市内の感染拡大を抑えるためには、より多くの方のワクチン接種が必要です。

【年齢別接種者数】(R3.11.19現在)

対象者	対象人数	1回目	2回目
		接種者数	接種者数
12～19歳	21,898	14,504	11,893
20～29歳	26,447	19,161	17,260
30～39歳	32,791	23,970	21,490
40～49歳	45,750	36,480	33,858
50～59歳	42,894	36,948	33,897
60～64歳	21,695	19,013	18,584
65歳～	112,649	104,459	103,615

※対象人数は、R3.1.1 住民基本台帳人口



### そもそもワクチンって？

— 病原体と戦うための練習台です。

コロナワクチンは不安定な物質ですぐに体内から消えます。その遺伝情報が自分のDNAに影響を与えることはありません。

### 若い世代にワクチンは必要？

— 若い世代は軽症・無症状が多く、感染を拡大させてしまう可能性大  
試験や行事のためにも  
ワクチン接種は効果的です。

### 副反応が心配・・・

— 若い世代は、免疫反応が正常に起こり、副反応が起きやすいとされています。  
接種の翌日は休息を取る予定を組むようにしましょう。

### 副反応の主な症状は？

— 発熱 だるさ 筋肉痛 など  
多くは数日で軽快します。  
解熱鎮痛剤を服用してください。

まだワクチン接種がお済みでない方は、接種をご検討ください。

※接種は強制ではなく、あくまでもご本人の意思で受けていただくものです。

1 2月1日から3回目接種が始まります。

2回目を接種した日から8か月以上経過した方へ順次接種券を発送します。

※接種券が届かない場合はご連絡ください。

お問合せ

旭川市新型コロナワクチンコールセンター

予約・相談 8:45～17:15 (土日祝含む)

☎0166-25-3501

聴覚に障害があるなど、電話での問合せが難しい方は下記FAXまで  
FAX.0166-21-3176

旭川市保健所新型コロナウィルス感染症対策担当

旭川市の新型コロナワクチン接種についてのページはこちら➡

